

島根県営繕工事における余裕期間制度設定工事の試行に係る事務取扱要領
Q & A集

Q 1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

A 1 余裕期間とは、契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建築資材の調達を計画的に行うことができる期間です。

Q 2 共通費の積算に用いる工期は、全体工期ですか。

A 2 全体工期から余裕期間を除いた、発注者が設定する実工期を用いて共通費の積算を行います。

フレックス方式において、発注者が設定する実工期より、受注者が実工期を短縮もしくは延長して指定した場合であっても共通費の再算定は行いません。

Q 3 余裕期間設定工事で、契約書に記載されている着手日を受注者の都合により着手を早めることはできますか。

A 3 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者との協議により双方合意できれば工事着手は可能です。ただし、工事の始期日が早くなり、実工期が長くなったとしても共通費の再算定は行いません。

Q 4 フレックス方式の場合、入札公告に示された余裕期間を超えるような日数となる始期日と終期日を指定することができますか。

A 4 可能です。

Q 5 通常、様々な理由により工期を延長することがありますが、余裕期間設定工事であっても、工事着手日後に工事の終期日を変更することは可能ですか。

A 5 通常の工事の場合と同様、受注者と発注者で協議をしたうえで変更は可能です。

Q 6 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

A 6 余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業もできません。

具体的には、以下の例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資材の準備（受注者として技術的な管理が必要な工場製作は除く）
- ・現場の下見
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草
- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督職員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q 7 従来の工事で見込まれていた現場着手までの準備期間については、今後は余裕期間に含まれますか。

A 7 準備期間はこれまでどおり実工期の期間とします。

Q 8 余裕期間中の現場の管理は、誰が行いますか。

A 8 発注者が行います。

Q 9 監理技術者等と現場代理人は、余裕期間内も配置しなければいけませんか。

A 9 余裕期間内は、工事着手前であるため、監理技術者等の配置を要しません。また、現場代理人においても同様の考え方で配置する必要はありません。ただし、現場代理人等届については、これまでどおり契約締結後 7 日以内に提出してください。

Q10 配置予定技術者を工事着手日から配置することができなくなった場合は、監理技術者等の変更はできますか。

A10 現場代理人等届を提出した後であっても、工事の始期日前日までのところで、事前に監督職員と協議（競争参加資格要件の確認等）を行ったものに限り、競争参加資格を満たす技術者への変更を認めますので、協議が整ったのち、速やかに現場代理人等変更届を提出してください。

ただし、総合評価方式により入札を行った工事については、競争参加資格申請時に複数の候補者（3 人を限度とする。）を提出した場合に限り、別の候補者への変更を認めます。

Q11 中間前金払の支払い要件である「工期の 2 分の 1」の「工期」には余裕期間は含まれますか。

A11 含まれません。